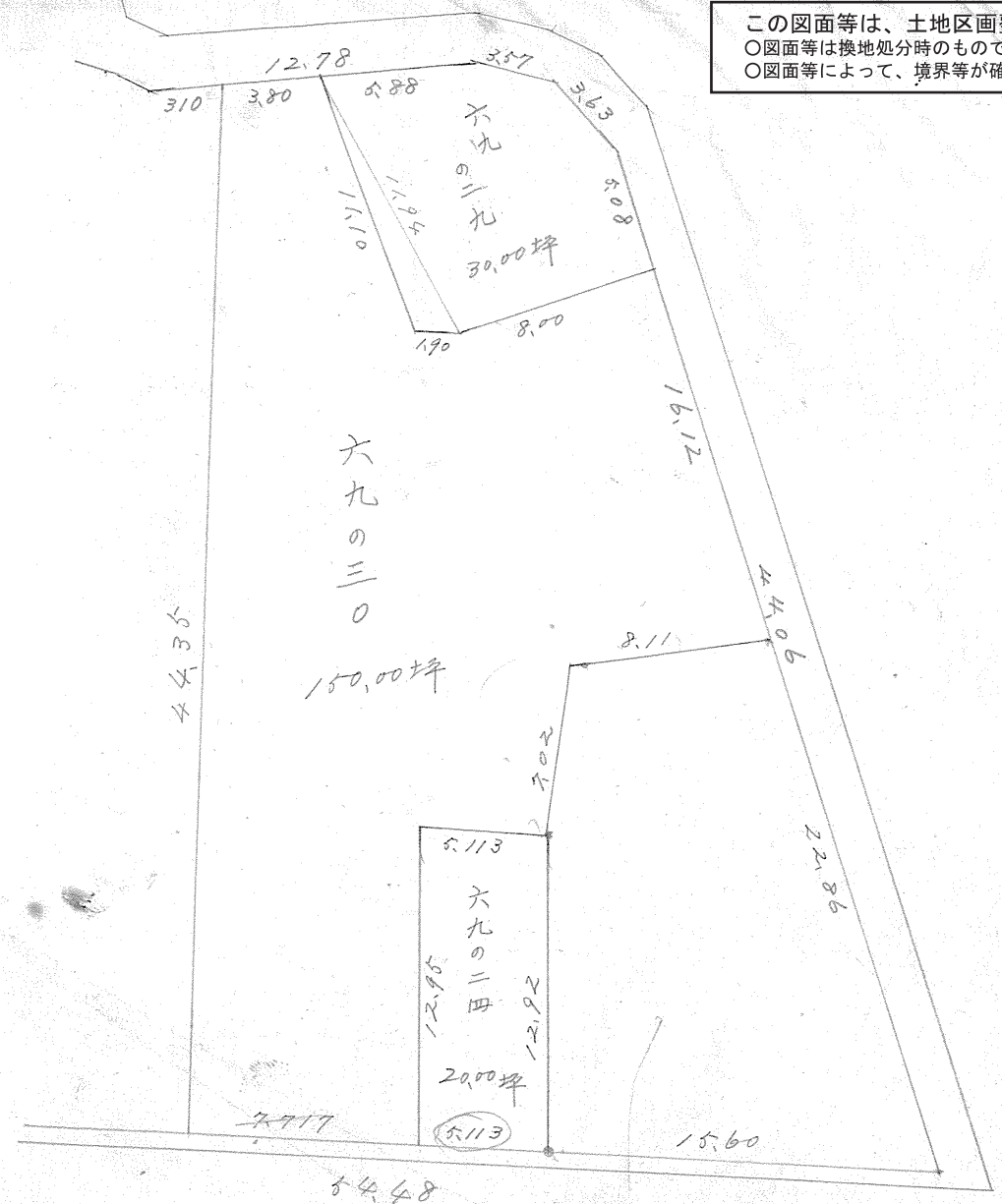


この図面等は、土地区画整理事業に関する参考資料として提供しています。
 ○図面等は換地処分時のものであり、現在の状況とは異なる場合があります。
 ○図面等によって、境界等が確定されるものではありません。

この図面等は、土地区画整理事業に関する参考資料として提供しています。
 ○図面等は換地処分時のものであり、現在の状況とは異なる場合があります。
 ○図面等によって、境界等が確定されるものではありません。

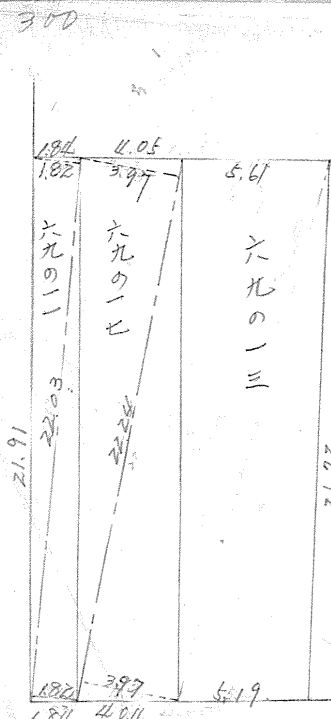
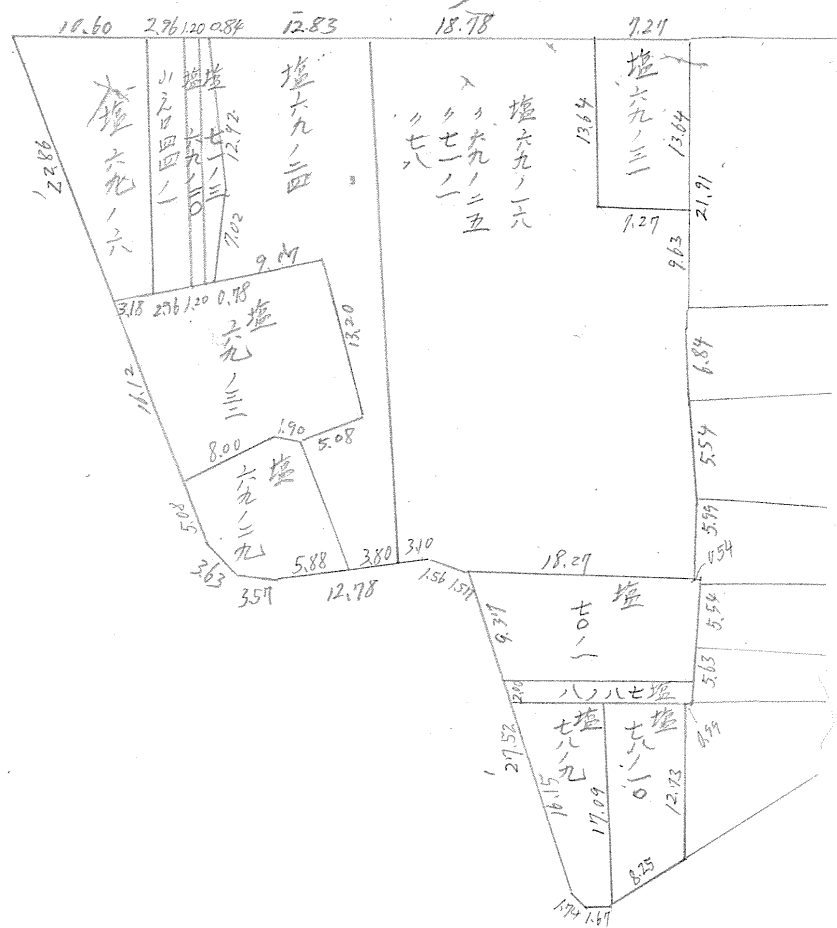


B6M

B6~1
 昭36.6.23.分筆申告
 69の24 = 332.53 ~ ㊦ 200.00
 69の24 = 33.25 ~ ㊦ 20.00
 の29 = 49.88 ~ ㊦ 30.00
 の30 = 249.40

城南6-17-077

5. 37. 4. 未日換地処分用引寄せ



塩屋 69~11

$$\frac{1}{2} (1.82 + 1.82) \times 22.03 = 40.09 \text{ M}^2$$

$$\approx 12.12 \text{ 坪}$$

塩屋 69~17

$$\frac{1}{2} (3.97 + 3.97) \times 22.24 = 88.29 \text{ M}^2$$

$$\approx 26.70 \text{ 坪}$$

塩屋 69~13

$$74.34 - (12.12 + 26.70) \approx 35.52 \text{ 坪}$$

この図面等は、土地区画整理事業に関する参考資料として提供しています。
 ○図面等は換地処分時のものであり、現在の状況とは異なる場合があります。
 ○図面等によって、境界等が確定されるものではありません。